

一般社団法人日本アイスクリーム協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本アイスクリーム協会 (Japan Ice Cream Association) (以下「本協会」という。) と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、アイスクリーム類及び氷菓の衛生及び品質の向上を図ることにより、お客様に安全・安心な商品を提供し、豊かな食生活に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) アイスクリーム類及び氷菓の衛生及び品質の向上に関する事業
 - (2) アイスクリーム類及び氷菓の生産技術の改善に関する事業
 - (3) アイスクリーム類及び氷菓に関する知識の普及及び消費の拡大に関する事業
 - (4) アイスクリーム類及び氷菓に関する統計調査、研究及び情報の提供に関する事業
 - (5) 環境対策に関する事業
 - (6) その他、本協会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、日本全国において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本協会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 本協会の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 本協会の事業を賛助するため入会した個人又は団体

2 前項のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (以下「一般社団・財団法人法」という。) 上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 本協会に正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書により、申し込むものとする。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(経費の負担)

第7条 正会員は、本協会の活動に必要な経費に充てるため、総会において定めるところにより、入会金及び会費を支払わなければならない。

2 賛助会員は、総会において定めるところにより、賛助会費を納入しなければならない。

(任意退社)

第8条 正会員及び賛助会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

- (1) 定款、規則又は総会の決議に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡、又は会員である団体が解散したとき。

(届出)

第11条 会員は、その氏名又は住所（会員が団体の場合には、その名称、所在地、代表者の氏名又は当該団体の定款、寄附行為若しくはこれに代わるべき規程）に変更があったときは、遅滞なく本協会にその旨を届け出なければならない。

第4章 総 会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額及びその支給基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年度、事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び議事録作成者は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設置)

第20条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とし、一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

3 会長以外の理事のうち5名以内を副会長、1名を専務理事とし、副会長及び専務理事をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選定)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長並びに専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、本協会の職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 副会長及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を分担執行する。

5 会長、副会長並びに専務理事は、事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対し、事業の報告を求め又は本協会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、第20条第1項で定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第26条 役員に対して、総会において別に定める役員報酬及び費用規程の支給基準に従って算定した額を、報酬として支払うことができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(役員の損害賠償責任の免除または限定)

第27条 役員は、法令に定める職務を怠ったときは、本協会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 本協会は、役員が前項に該当する場合であっても、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大

な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

3 本協会は、外部理事との間に、当該外部理事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときについて損害賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(構成)

第28条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長並びに専務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 専門委員会

(専門委員会)

第33条 会長は、本協会の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の決議を経て、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、理事会から付議された専門的事項について調査、審議する。

3 専門委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第8章 会 計

(事業年度)

第34条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 本協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監査の監査を受けた上で、理事会の承認を受ければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならぬ。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第37条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 本協会は、総会の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(剩余金の非分配)

第39条 本協会は、剩余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第40条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 本協会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむをえない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記日の日から施行する。
- 2 本協会の最初の代表理事は、江崎勝久とし、業務執行理事は古川紘一、浅野茂太郎、山崎直昭、井上秀樹、西紘平、渡部恭久とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記日の日を事業年度の開始日とする。